

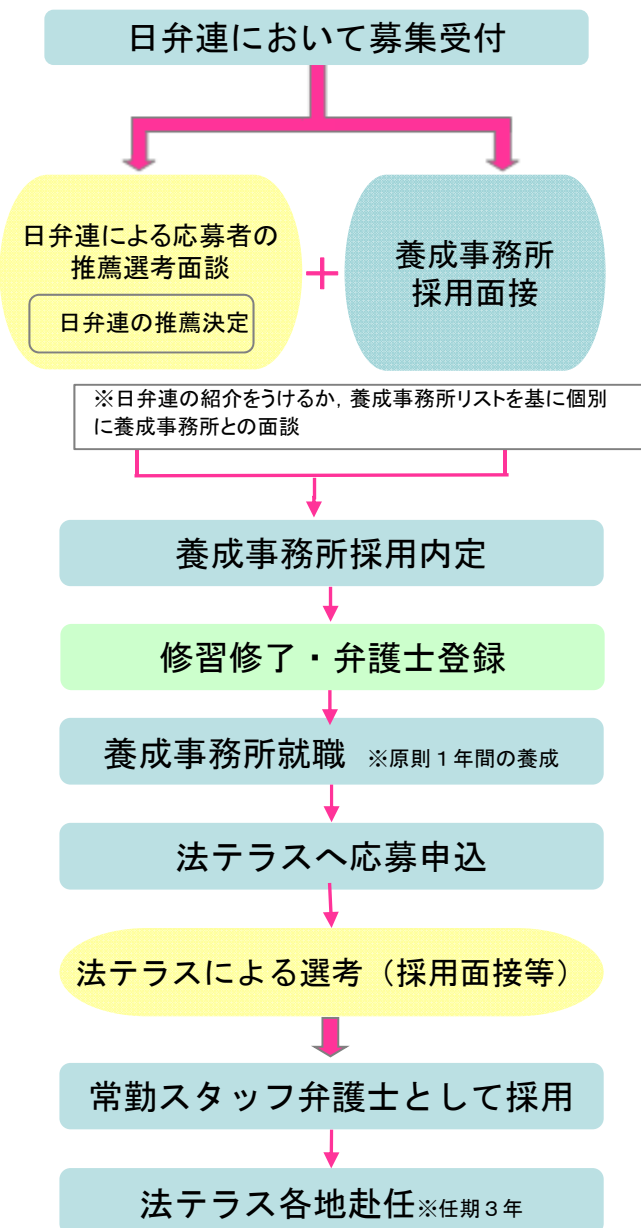
スタッフ弁護士への採用手続の流れ ～司法修習生から採用の場合～

スタッフ弁護士の養成については、平成17年度より養成事務所が採用主体となり、スタッフ弁護士希望者を養成事務所の勤務弁護士として採用して、1年間、指導弁護士のもとで鍛錬・養成を行うスキームを採用してきました。このたび、法テラスと日本弁護士連合会の協議により、従来の養成事務所採用方式（従来スキーム）に加えて、法テラスが採用主体となり、スタッフ弁護士希望者をスタッフ弁護士として採用した上で、養成事務所を勤務場所として鍛錬・養成を行う法テラス採用方式（新スキーム）が導入されることになりました。両方式での採用手続の流れは以下のとおりです。

※当分の間、両方式は併存します。

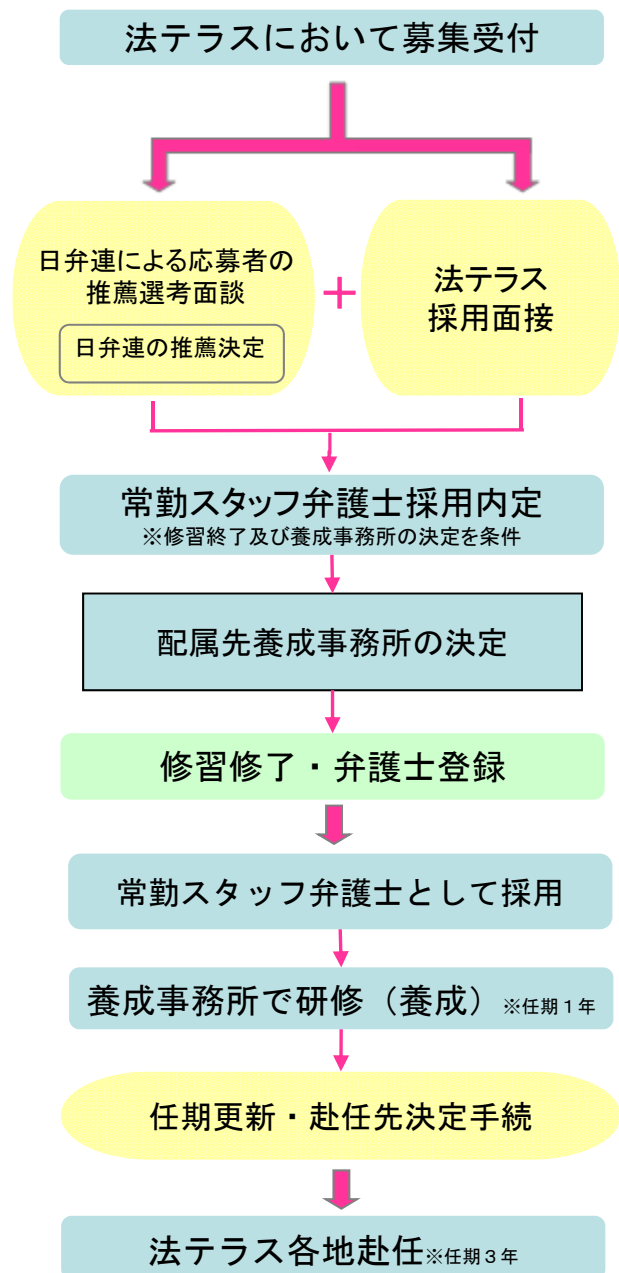
養成事務所採用方式 (従来スキーム)

司法修習終了後、1年間全国各地のスタッフ弁護士養成事務所で弁護士業務を修練した上、法テラス常勤スタッフ弁護士として採用されて各地に赴任します。



法テラス採用方式 (新スキーム)

スタッフ弁護士を志望する司法修習生について、法テラスが採用主体となり、司法修習終了後直ちにスタッフ弁護士として採用した上、養成事務所における研修を実施します。



※新スキーム・従来スキームどちらで応募するか未定の方は日弁連までお申し込みください。